

# 第5期計画期間における 介護保険料の設定について

(第6回久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料)

平成23年12月1日

久留米市 健康福祉部 介護保険課・長寿支援課

## I. 介護保険料の改定

- 介護保険法第117条により、市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を定める。
- 第5期(平成24年度～26年度)の介護保険料は、この介護保険事業計画で定められた3年間の介護給付サービスの量や地域支援事業の量の見込み(サービスの利用見込み)から必要な費用を見込み、そのうち65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を算出することによって、設定される。

## Ⅱ．保険料基準額の推移

- 第1期に2,911円だった介護保険料(全国平均基準月額)は第4期には4,160円と1.4倍となった。一方、久留米市の保険料基準月額は、第1期の3,086円から第4期は4,720円と1.5倍に上昇。
- 平成23年7月、国は「第5期保険料の全国平均基準額は、5,000円を超える見込み」「必要な給付に要する費用の増加に伴う保険料の上昇は、関係者で分かち合っていたいただくことになるが、4,160円であった第4期保険料の全国平均基準額からは大幅な上昇が見込まれる」との予測を示している。

### Ⅲ. 第5期に向けての変更点や考え方

1. 保険料段階設定について
2. 諸係数の変更について
3. 財政安定化基金の取り崩しについて
4. 介護給付費準備基金の取り崩しについて
5. 介護報酬の改定について

## 【参考】保険料の算定に関する基準表

保険料の算定に関する基準（介護保険法施行令第38条）				
対象者				負担割合
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5
	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75
	第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税の人	基準額
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額が <b>基準所得金額</b> （第4期の場合200万円）未満の人	×1.25
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額が <b>基準所得金額</b> （第4期の場合200万円）以上の人	×1.5

## 【参考】第3期及び第4期の保険料段階区分

	第3期計画期間の保険料区分（参考）				第4期計画期間の保険料区分			
	対象者		負担割合		対象者		負担割合	
所得段階区分	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5	第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5
	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5
	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75	第3段階		第1段階、第2段階以外の人	×0.75
	第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税の人	基準月額 4,724円	第4段階の特例割合	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
					第4段階		市民税本人非課税で、第4段階（特例段階）以外の人	基準月額 4,720円
	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円未満の人	×1.25	第5段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
					第6段階		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
	第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上500万円未満の人	×1.5
	第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75	第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上の人	×1.75

### Ⅲ-1. 保険料段階設定について

○国は、「介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があると考えている。」と述べ、各保険者に対し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を求めている。

○国が示す取り組みについては、以下の3点をあげている。

## Ⅲ-1. 保険料段階設定について(つづき)

### ①第3段階の細分化

○保険料負担段階第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えている者等とされているが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、保険者の判断で第3段階の所得区分を細分化することを可能とした。

○新第3段階の該当要件は、「市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が120万円以下のもの」とされている。

## Ⅲ-1. 保険料段階設定について(つづき)

### ②特例第4段階の継続について

○第4期の保険料負担段階については、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとされていた。

○負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とするとされた。

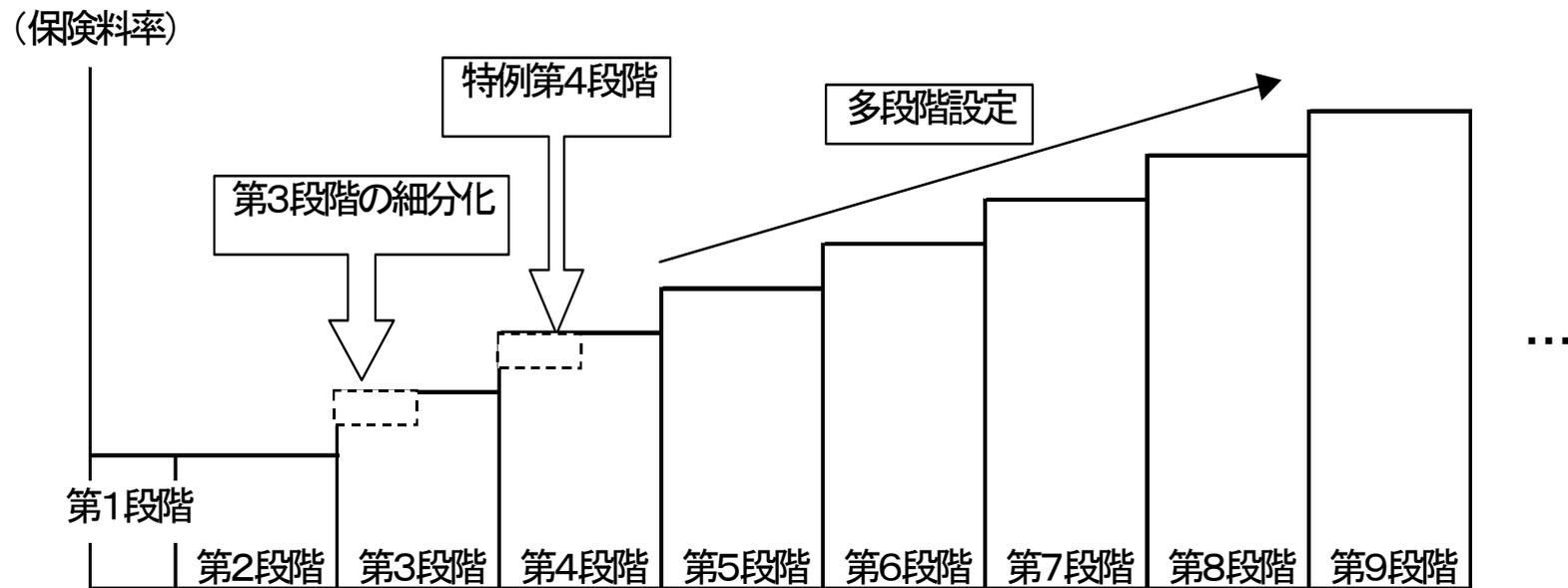
## Ⅲ-1. 保険料段階設定について(つづき)

### ③第5段階以上の多段階設定

- 第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと(多段階設定)を可能としている。
  
- 第5期においても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて、保険料負担段階第5段階以上の多段階設定の実施が求められている。

### Ⅲ-1. 保険料段階設定について(つづき)

(多段階設定のイメージ)



## Ⅲ-2. 諸係数の変更について

### ○ 負担率の変更

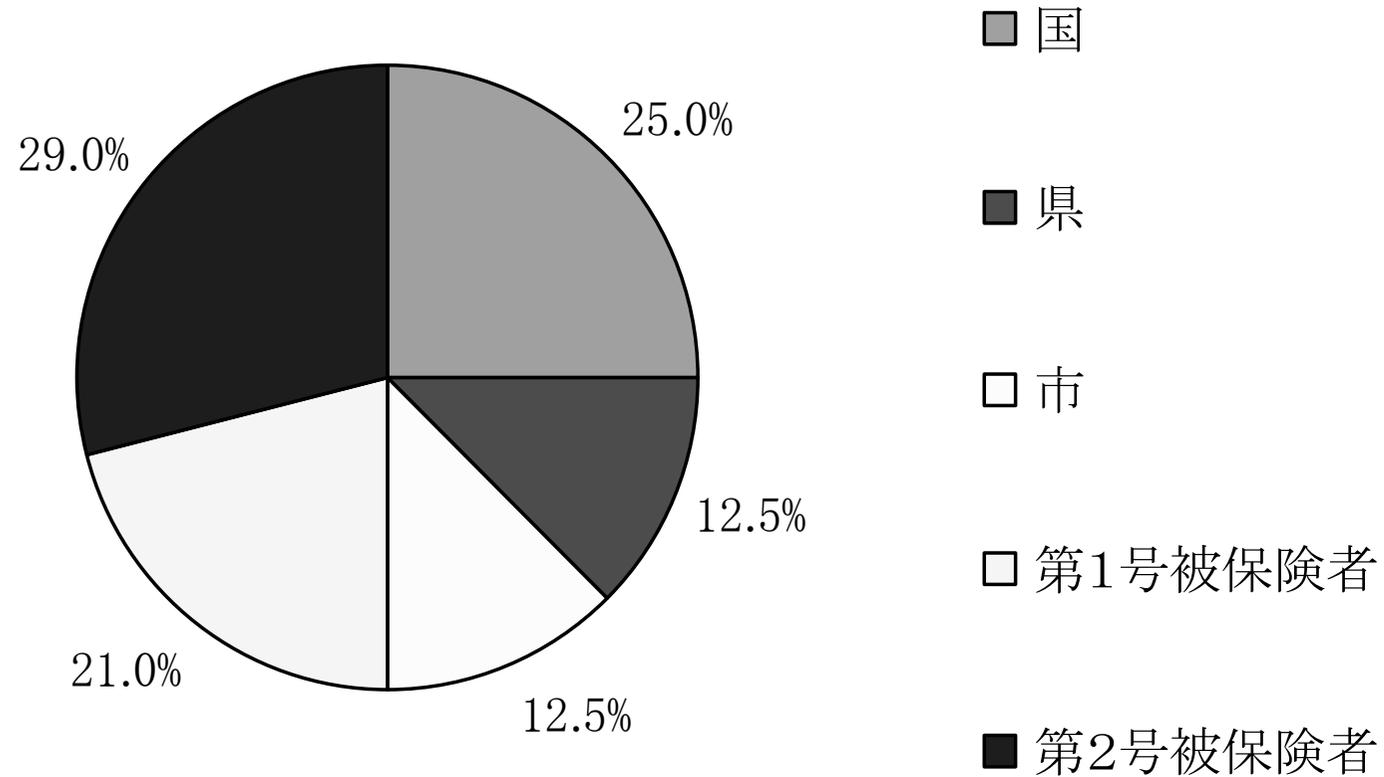
50%の公費負担は変わらないが、第1号被保険者負担割合が20%→21%、第2号被保険者負担割合が30%→29%に変更される。（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第5条）

これは、高齢者が増加し、人口構成割合が変化したことへの対応であり、高齢者1人当たりの負担を増やす趣旨ではない。

### ○ 基準所得金額（介護保険法施行規則第143条）

第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。この基準所得金額が200万円→190万円に変更される。

## 【参考】保険給付費の負担割合



※第5期より、第1号被保険者分:21% 第2号被保険者分:29%となる。

### Ⅲ-3. 財政安定化基金の取り崩しについて

○平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、政令で定めるところにより都道府県に設置されている「財政安定化基金\*」を取り崩すことが可能となった。

○第5期の保険料上昇抑制のため、取り崩した額の3分の1に相当する額は市町村に交付されることになっている。

#### ※財政安定化基金

都道府県に設置されており、国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出し、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組み。

### Ⅲ-4. 介護給付費準備基金の取り崩しについて

○第4期までに発生している保険料の剰余金については、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第5期の保険料上昇抑制のために活用するとされている。

○本市においても、この剰余金(介護給付費準備基金)について、必要見込額を残して取り崩し、保険料上昇の抑制に充てる必要がある。

### Ⅲ-5. 介護報酬の改定について

- 介護報酬は、原則として3年に1度改定され、介護給付費に大きな影響を与える。
- すでに厚生労働省の「社会保障審議会介護給付費分科会」で改定に向けた議論が行なわれており、改定案の取りまとめが12月に行われ、1月以降に諮問・答申が行われる予定である。

## IV. 今後、検討していくべき点は？

平成24年度から26年度までの保険給付等に必要な財源を確保しつつ、負担能力に応じた所得段階と保険料率を設定しなければならない。

1. 保険料負担と保険給付とのバランスについて  
(第5期計画期間中の必要給付額の推計)
2. 第3段階の細分化について
3. 課税層の所得段階の細分化について
4. それぞれの所得段階の保険料率の設定について
5. 基準所得金額の所得段階への反映について